

平成22年6月発行



第146号

会議所タイムズ

〒501-6241

岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL<058>392-9664 FAX<058>392-6708
E-mail : info@hashima-cci.or.jp URL : http://www.hashima-cci.or.jp

羽島商工会議所

今月より毎月開催！

中小企業者ための無料司法書士相談会

このたび、羽島商工会議

所では「中小企業者のため
の無料 司法書士相談会」を

6月23日より毎月第4水曜

日に開催いたします。

事業承継問題、債権債務
の処理などのトラブルのご
相談や各種登記、会社設立
に関するご質問などにぜひ
ご活用ください。

日 時 ※初回

6月23日 水曜日

午後1時～午後4時

※以後毎月第4水曜日

相談時間がおひとり様
30分程度が目安となります。

場 所
羽島商工会議所

会費の口座振替は6月30日(水)です。

6月は当商工会議所会費
の納入月となつております。
平成22年度会費納付書を
6月15日に送付いたします
ので、6月30日までにお近く
の金融機関（市の場合は
手数料不要）又は、本所窓

口にて納めていただきます
ようお願い申し上げます。

口座振替を希望された事
業所につきましては、6月
30日にご指定の預金口座よ
り引落しさせていただきます。

相談員

岐阜県司法書士会所属
簡裁訴訟代理関係業務認定
司法書士

秘密厳守・要予約

相談時間が限られており
ますので、事前にご予約い
ただき簡単な内容をお知ら
せください。

なお、相談上、各種手続
きが発生した場合には、費
用負担がかかります。

お問合せ、ご予約は、
担当 河合まで。

今年度の開催日程、詳細
は別紙折込みチラシにてご
案内いたしております。

大賀ハスまつり

- 2ページ：熱血飲食まつり、部会活動報告、ワークショップ
- 3ページ：中小企業退職金共済のご案内
- 4ページ：源泉所得税の特例納付について、金融情報

開催期間

7月1日～7月31日

開催場所

大賀ハス園【桑原町前野】

ミニ・コンサート

7月17日(土)

午後3時30分～

モデル撮影会

7月18日(日)

午前8時30分～

通常議員総会のご案内

第29回羽島商工会議所通常議員総会を次の日時で開催致
します。

常議員・議員・監事の皆様方には、別途案内をさせてい
ただいております。是非ともご出席いただきますようお願
い申し上げます。

議場 日 時 羽島市民会館
案 第1号議案 平成22年6月23日(水) 正午より

第1号議案 羽島商工会議所平成21年度事業報告の承
認について

第2号議案 羽島商工会議所平成21年度収支決算の承
認について (監査報告)

第3号議案 羽島商工会議所定款の一部改正について
第4号議案 羽島商工会議所常議員の選任について



また、併せて利用者には抽選で30人に現金1万円が当たるイベントも実施し、各店舗から集めた応募券の総数は27,501枚とな

るごと1ヶ月「はしま熱血飲食まつり」の抽選会を5月28日に当所で行いました。このイベントは飲食・サービス部会所属の会員様、喫茶組合、飲食店組合、菓子工業組合のご協力のもと、68店舗の方にご参加いただき、4月23日から5月22日までのゴールデンウィークを挟んだ1ヶ月間に渡って開催されました。



抽選会にはタケちゃんも駆けつけてくれました。

まるごと1ヶ月 はしま熱血飲食まつり

ご当選おめでとうござります。

以下30名の方に1万円が当選いたしました。
(順不同)

羽島市	平原様、杉山様、河合様、市橋様、速水様、馬場様、加藤様、山口様、河出様、上野様、平川様、大橋様、松山様、後藤様、高木様、竹山様、河合様、白木様、小川様、安田様
岐阜市	河村様 大垣市 酒井様
海津市	梶井様、赤尾様、児玉様
関市	日置様 輪之内町 堀様
一宮市	倉橋様、水谷様
稻沢市	日比様

きんぐど応演団が主催する「まるごと1ヶ月はしま熱血飲食まつり」の抽選会を5月28日に当所で行いました。このイベントは飲食・サービス部会所属の会員様、

の試みで、参加店数など未知数な状況でのスタートとなりましたが無事に終了することができ、参加店からは「この様なイベントがあれば、また参加したい」「当たりかないかで、お客様との会話もはずみました」という声も聞かれました。

1万円の当選者を決める大抽選会



開催活動報告

●一般工業部会
場所 羽島市福寿町平方4丁目
日付 6月18日(金)
●運輸・通信部会
場所 羽島市福寿町平方4丁目
日付 6月15日(火)
●建設部会
場所 羽島市福寿町平方2丁目
日付 6月17日(木)
●織維加工・卸部会
場所 羽島市福寿町平方2丁目
日付 6月16日(水)
●飲食・サービス部会
場所 羽島市福寿町平方2丁目
日付 6月17日(木)
●一般商業部会
場所 羽島市福寿町平方2丁目
日付 6月18日(金)
●織維工業部会
場所 羽島市福寿町平方2丁目
日付 6月18日(金)
●羽島商工会議所
場所 羽島市福寿町平方2丁目
日付 6月24日(木)

●一般工業部会
場所 羽島市福寿町平方2丁目
日付 6月18日(金)
●金融・保険部会
場所 羽島市福寿町平方2丁目
日付 未定
●飲食・サービス部会
場所 羽島市福寿町平方2丁目
日付 未定

各部会総会開催について
は郵送にてご案内させて
いただいております。

部会の今年度事業計画に
は、親睦・情報交換のため
の視察研修事業等が予定さ
れておりますので、ぜひご
参加いただきますようお願
い申し上げます。

◆募集施設
ワークショッピングモール
羽島市福寿町平方5分
39番地
(A棟29・3坪、62・6坪の
2室)
羽島市福寿町平方2丁目
51番地
(B棟26・3坪、26・8坪の
2室)

総会のご案内
羽島商工会議所 青年部
場所 羽島市福寿町平方2丁目
日付 6月24日(木)

◆入居対象

下記のいずれかの業務内容の中で高度な技術力を有し、研究開発成果の起業化を目指している個人

または法人で、支援を要する者。

1. ソフトウエア、情報、通信産業
2. その他アイデア・技術

によって、将来成長が見込まれる分野における新商品、新技術若しくは新たな役割の開発等の事業計画を持つ者。

JR岐阜羽島駅より徒歩5分
◆お問い合わせ
羽島商工会議所
☎ 058-392-9664

従業員の為の退職金制度からの中退共へ

中退共は適格退職年金制度からの移行先にもなっています。

中小企業退職金共済制度
(中退共)は、法律で定められた社外積立型の退職金制度です。

制度のしくみ

事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

退職金は重要です!

制度化で
信頼関係を

法律に基づく制度



退職後の安定に
安心して働ける職場に

事業主

従業員

意欲・生産性の向上に
人材の安定確保に

「安全・確実・有利」な
特典があります。

国の助成がある退職金制度です。

新規加入助成

新しく中退共に加入する事業主に掛金月額の2分の1を加入後4ヶ月目から1年間、国が助成します。

月額変更助成

掛け金月額が18,000円以下の従業員の掛け金を増額する事業主に、増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。
※20,000円以上の掛け金月額からの増額は、助成の対象になりません。

掛け金は税法上全額非課税です。
掛け金は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。

退職金の管理が簡単です。
従業員ごとの納付状況を

【掛け金月額の種類】

月額5,000円から30,000円までの16種類です。

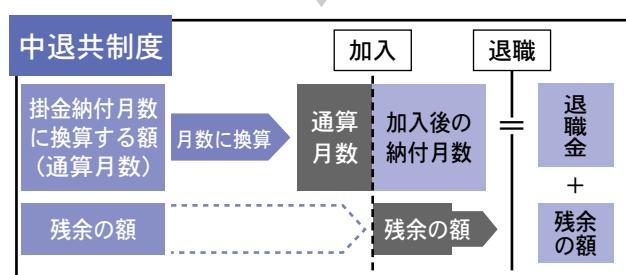
※短時間労働者(1週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ30時間未満の従業員)は2,000円・3,000円・4,000円でも加入できます。

中退共制度への適格年金資産の移換概要

適年制度

従業員持分額

引渡金額
(金額移換可能)



中退共に関するお申し込み・お問い合わせ先
羽島商工会議所 ☎ 392-9664

【特定退職金共済制度との通算】
中退共と当商工会議所が実施している特定退職金共済制度との間で相互に退職金相当額を通算できます。

・中退共制度の過去勤務期間通算制度は利用できません。
・新規加入助成は受けられません。(中退共制度の加入後に掛け金月額を増額した場合は、掛け金増額助成を受けられます。)

現在、適年を実施している企業は平成24年3月31日までに他制度に移行する必要があります。
この移行先として、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度のほか、中退共制度が認められています。

・引継後の退職金の額は、中退共における掛け金納付月数(通算月数に加入後の納付月数を加えた月数)が少ない場合は、引渡金額と中退共制度加入後の掛け金総額の合計額を下回ることがあります。

羽島商工会議所 無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 要予約	事業資金の融資相談、融資制度の説明等にご利用下さい。 【日時】6月23日(水) 10:00～12:00 【場所】本所2F婦人部研修室 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	日々の記帳でわからないこと、帳簿の付け方の指導を希望される方など、ご利用下さい。 【日時】 6月9日(水) 19:00～21:00 6月24日(木) 10:00～正午 6月25日(金) 14:00～16:00 【相談員】税理士(夜間のみ)・本所職員
法律相談 要予約	中小企業者のための司法書士相談会 【日時】6月23日(水) 13:00～16:00 【場所】本所2F 【相談員】岐阜県司法書士会所属司法書士

※金融、労働・年金、経営・技術のご相談は、お電話にてご予約ください。

お問い合わせ
中小企業相談所 ☎ 392-9664

金融情報

金利のお知らせ(H22.6.1現在)

【日本政策金融公庫】	マル経資金……………1.85% (設備資金貸付について、当初2年間の) (貸付利率が0.5%低減されます。)
普通貸付……………	2.15%
【羽島市融資制度】	小口融資……………0.75%

※小口融資のお問い合わせは、
羽島市商工観光課(☎392-1111)まで

申込場所	羽島商工会議所	日時	6月28日(月) 午後2時
にてお申込み下さい。	6月25日までに電話		

当商工会議所では、事業主の方が従業員や青色専従者からお預かりした源泉徴収税の計算・納付方法についての指導を行っています。「納期の特例」を選択されている方の納付期限は7月12日(1月～6月分)となっておりますので、お早めに窓口までお越し下さい。

ご用意していただく物
・給与支払い額のわかる物
(給与明細書の控えなど)
・平成22年・21年の源泉徴収簿
・OCR専用納付書

当商工会議所では、事業主の方が従業員や青色専従者からお預かりした源泉徴収税の計算・納付方法についての指導を行っています。「納期の特例」を選択されている方の納付期限は7月12日(1月～6月分)となっておりますので、お早めに窓口までお越し下さい。

・給与所得者の扶養控除等
(異動)報告書
※ご注意
・OCR専用納付書を紛失された場合はすみやかに税務署にて再発行の手続きを行って下さい。

・納付するべき税額がない場合でも、納付書を税務署へ提出しなければなりませんので、ご確認下さい。
源泉徴収制度とは
サラリーマン等の給与所得は、給与の支払い者が所得税額を計算し、給与支払の都度その税額を差し引いて支給し、代わって所得税

従業員等から預かった源泉徴収は、すみやかに納付する義務が発生します。原則として、源泉徴収した所得は、翌月の10日までに支払わなければなりません。

しかし、事業規模が小さく専任事務員がいない場合など、毎月納税することは事務負担も多く大変です。そこで、給与の支給人数が10人未満である場合は、税務署に「源泉所得税の特例の承認に関する申請書」を提出し承認を受けることで、年2回にまとめて納税できる特例制度があります。

◎外国人労働者の雇用管理に関して事業主が適切に対処するための指針」は事務負担も多く大変です。そこで、給与の支給人数が10人未満である場合は、税務署に「源泉所得税の特例の承認に関する申請書」を提出し承認を受けることで、年2回にまとめて納税できる特例制度があります。

◎現下の雇用失業情勢の下、努めるべき雇用管理の内容を盛り込んだ指針を定めています。これに沿つて職場環境の改善や雇用維持及び再就職支援等に取組みましょう。

納付期限は7月12日です。

を納めるよう定められています。

6月は 外国人労働者問題啓発月間

厳しい雇用調整の対象とされるいる外国人労働者に対して、安

外国人技能実習生受入説明会

第18期羽島商工会議所外

国人技能実習生受入事業説明会を開催します。新規に外国人技能実習生の受入を希望される企業の方はご参加ください。